

第 5 回

熊本県議会

建設常任委員会会議記録

平成29年9月27日

開 会 中

場所 第 3 委 員 会 室

第5回 熊本県議会 建設常任委員会会議記録

平成29年9月27日(水曜日)

午前9時58分開議

午前11時35分閉会

本日の会議に付した事件

第1号 平成29年度熊本県一般会計補正予算(第3号)

第12号 平成29年度道路事業の経費に対する市町村負担金について

第13号 平成29年度流域下水道事業の経費に対する市町村負担金について

第14号 平成29年度海岸事業の経費に対する市町負担金について

第15号 平成29年度地すべり対策事業の経費に対する市負担金について

第16号 平成29年度都市計画事業、港湾事業、急傾斜地崩壊対策事業及び砂防事業の経費に対する市町村負担金(地方財政法関係)について

第19号 専決処分の報告及び承認について

第20号 専決処分の報告及び承認について

第21号 専決処分の報告及び承認について

第22号 専決処分の報告及び承認について

第23号 専決処分の報告及び承認について

第24号 専決処分の報告及び承認について

第25号 専決処分の報告及び承認について

第26号 専決処分の報告及び承認について

第27号 専決処分の報告及び承認について

第28号 専決処分の報告及び承認について

第29号 専決処分の報告及び承認について

第30号 専決処分の報告及び承認について

第31号 専決処分の報告及び承認について

第32号 専決処分の報告及び承認について

第33号 専決処分の報告及び承認について

第34号 専決処分の報告及び承認について

第35号 専決処分の報告及び承認について

第36号 専決処分の報告及び承認について

第37号 専決処分の報告及び承認について

第38号 専決処分の報告及び承認について

第39号 専決処分の報告及び承認について

第40号 専決処分の報告及び承認について

第41号 専決処分の報告及び承認について

報告第30号 熊本県道路公社の経営状況を説明する書類の提出について

報告第31号 一般財団法人白川水源地域対策基金の経営状況を説明する書類の提出について

報告第32号 熊本県住宅供給公社の経営状況を説明する書類の提出について

閉会中の継続審査事件(所管事務調査)について

報告事項

①熊本地震等の災害復旧事業等の進捗状況について

②震災関連等工事の円滑な施工に向けた取組(第3弾)

③熊本県国土強靱化地域計画(案)について

④「熊本県住宅マスタープラン」の改定について

出席委員(7人)

委員長 瀧上陽一

副委員長 内野幸喜

委員 荒木章博

委員 坂田孝志

委員 森浩二

委員 松村秀逸

委員 大平雄一

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

土木部

部長 手島 健 司
 総括審議員兼
 河川港湾局長 鈴木 俊 朗
 政策審議監 成 富 守
 道路都市局長 宮 部 静 夫
 建築住宅局長 清 水 照 親
 監理課長 藤 本 正 浩
 用地対策課長 西 浦 一 義
 土木技術管理課長 吉 良 忠 暢
 首席審議員兼
 道路整備課長 上 野 晋 也
 道路保全課長 長 井 英 治
 都市計画課長 坂 井 秀 一
 下水環境課長 渡 辺 哲 也
 河川課長 丸 尾 昭
 港湾課長 亀 崎 直 隆
 砂防課長 松 永 清 文
 建築課長 上 妻 清 人
 営繕課長 井 手 秀 逸
 住宅課長 小路永 守
 政策監 尾 上 佑 介

事務局職員出席者

議事課参事 小 池 二 郎
 政務調査課主幹 佐 藤 誠

午前9時58分開議

○淵上陽一委員長 それでは、ただいまから第5回建設常任委員会を開会します。

本日の委員会に3名の傍聴の申し出がありましたので、これを認めることといたしました。

次に、本委員会に付託されました議案等を議題とし、議案等について執行部の説明を求めた後に質疑を受けたいと思います。

なお、執行部からの説明は、効率よく進めるために着座のまま簡潔にお願いいたします。

まずは土木部長から総括説明を行い、続いて付託議案等について担当課長から順次説明をお願いいたします。

初めに、手島土木部長。

○手島土木部長 委員の皆様におかれましては、県道八代不知火線・横江大橋に係る工事請負契約の締結議案に対し、開会日に議決いただきありがとうございます。

議決いただきました工事は、平成29年9月7日に契約を締結いたしました。

地域住民の皆様の日常生活の不便を解消するために、工事の安全施工を第一に、一日も早い完成に向け取り組んでまいります。

それでは、今定例県議会に提出しております議案の説明に先立ち、最近における土木部行政の動向について御報告します。

まず、熊本地震からの復旧、復興の状況について御報告いたします。

阿蘇方面の道路復旧・復興状況につきましては、長陽大橋ルートが去る8月27日に開通しました。

また、県が代行して施工しております南阿蘇村道の復旧工事のうち、村道池ノ窪小河原線につきましては、9月1日からの供用を開始したところでございます。

阿蘇登山道路の県道阿蘇吉田線につきましても、10月4日から片側交互通行により供用を開始いたします。

次に、県道熊本高森線の4車線化につきましては、これまで、地元の御協力をいただきながら測量設計や境界立ち会いなどを進め、10月初めから用地交渉に順次入ってまいります。

引き続き、益城町の復興に重要な役割を担う本事業の早期完成に向け、全力で取り組んでまいります。

災害公営住宅につきましては、現在12市町村で1,027戸の建設が予定されていますが、そのうち4割の住宅が既に設計等に着手し、

その他の住宅についても整備に向けて準備を急いでいる状況にあります。

県では、前回の御報告以降、美里町や南阿蘇村で新たに業務を受託していますが、今後とも関係市町村と連携し、早期整備を目指してまいります。

八代港におきましては、国際クルーズ拠点形成に向けて、ロイヤル・カリビアン・クルーズ社と協議を行っております。

先般、港湾法に基づく国際旅客船拠点形成港湾として国から指定を受け、現在、国際旅客船拠点形成計画の作成や協定等の締結に向けた手続を進めているところです。

創造的復興を象徴する取り組みの一つであり、国や船社と連携し、地元とともに、魅力ある国際クルーズ拠点形成の実現に向け、引き続き取り組んでまいります。

熊本地震等に係る災害復旧事業等の発注状況につきましては、県及び市町村の土木と農林水産を合わせた災害復旧事業等の全体工事費は約1,788億円で、本年6月末の発注済み額は約672億円、発注率は37.6%となっています。

一方、不調、不落の発生状況ですが、平成29年度の4月から8月までの平均で31.8%と高い状況が続いています。これは、技術者、労働者不足などが原因で不調、不落になっていると推察されます。

こうした状況を踏まえ、去る8月16日から技術者不足などへの対応や県内全域からの入札参加の促進を図るため、発注ロットの拡大や入札方式の見直し等、入札契約制度の変更を行いました。

引き続き、状況を注視し、適宜必要な対策を講じてまいります。

熊本地震関連以外では、熊本天草幹線道路の本渡道路につきまして、仮称ではありますが、いよいよ第二天草瀬戸大橋に着手いたします。

それでは、今定例県議会に提案しております

す土木部関係の議案について御説明いたします。

今回御審議いただきます議案は、平成29年度補正予算関係議案1件、条例等関係議案28件、報告関係3件でございます。

初めに、補正予算の概要について御説明いたします。

今回の補正予算につきましては、平成28年熊本地震への対応として、地震による通行止めにより交通量が増加した迂回路などの補修に要する経費や、台風3号及び大雨による災害の対応として、崩壊した急傾斜地における崩壊防止施設の整備に要する経費等として、14億8,000万円余の増額補正をお願いしております。

次に、条例等議案につきましては、公共事業に係る市町村負担金について5件、道路管理瑕疵関係の専決処分等の報告及び承認について23件の計28件の御審議をお願いしております。

また、報告案件につきましては、熊本県道路公社を初めとした関係団体の経営状況を説明する書類の提出について3件を御報告させていただきます。

その他の報告事項につきましては、熊本地震等の災害復旧事業等の進捗状況についてのほか3件について御報告させていただきます。

以上、総括的な御説明を申し上げましたが、詳細につきましては担当課長から説明いたしますので、御審議のほどよろしく申し上げます。

今後とも、復旧・復興事業等の推進に全力で取り組んでまいりますので、委員各位の御支援と御協力をよろしくお願いいたします。

○瀧上陽一委員長 引き続き、担当課長から説明をお願いいたします。

○藤本監理課長 監理課でございます。

本日は、説明資料としまして、建設常任委員会説明資料1冊、経営状況を説明する書類3冊を準備しております。

また、その他報告事項としまして、4件の報告書を準備しております。

それでは、お手元の建設常任委員会説明資料をお願いいたします。

平成29年度9月補正予算について、御説明いたします。

1ページをお願いいたします。

今回の補正予算は、平成28年熊本地震への対応として、地震による通行どめにより交通量が増加した迂回路等の補修に要する経費や、台風3号及び大雨による災害への対応分として、崩壊した急傾斜地における崩壊防止施設の整備に要する経費等を計上しております。

上の表2段目の今回補正額ですが、一般会計の普通建設事業として、単独事業で13億3,800万円余、災害復旧事業として、補助事業で3,100万円余、単独事業で200万円余、投資的経費の合計としまして13億7,200万円余の増額となります。

また、消費的経費としまして1億1,400万円余を計上しており、一般会計としましては14億8,700万円余の増額となります。

各課別の内訳につきましては、その下の表のとおりとなっております。

次に、2ページをお願いいたします。

平成29年度9月補正予算総括表でございます。一般会計及び特別会計ごとに、各課ごとの補正額とともに、右側に今回補正額の財源内訳を記載しております。

合計としまして、国支出金が2,000万円余、地方債が12億2,600万円余、その他が1億600万円余、一般財源が1億3,400万円余の増額でございます。

なお、今回の補正において特別会計の計上はございません。

以上が土木部の9月補正予算の状況でござ

います。

監理課からは以上です。よろしく願いいたします。

○長井道路保全課長 道路保全課です。

資料の3ページをお願いします。

2段目の単県道路修繕費で、1億1,400万円余の補正を計上しております。これは、7月に発生した台風3号や九州北部豪雨による道路の風倒木処理等に要する経費です。

3段目の単県道路災害関連事業費で、9億4,000万円を計上しています。これは、熊本地震による交通どめにより交通量が増加した迂回路等の損傷が著しい箇所の補修に要する経費です。

5段目の道路舗装費で、4,500万円余の補正を計上しています。これは、舗装の老朽化により劣化が著しい箇所の補修に要する経費です。

道路保全課は以上です。よろしく願いいたします。

○亀崎港湾課長 港湾課でございます。

資料の4ページをお願いいたします。

1段目の港湾補助災害復旧費で、現年発生国庫補助災害復旧費として3,100万円余を計上しております。これは、7月の台風3号により被災した三角港の浮き栈橋の復旧及び九州北部豪雨に伴い長洲港に漂着した流木撤去に要する経費でございます。

次に、3段目の港湾単県災害復旧費で、現年単県災害土木費として200万円余を計上しております。これは、補助災害の採択とならないもので、台風3号により被災した田浦港及び八代港の浮き栈橋の復旧に要する経費でございます。

以上、港湾課の補正額の合計は、最下段のとおり3,400万円余となり、補正後の予算額は71億3,800万円余となります。

港湾課は以上です。よろしく願いいたし

ます。

○松永砂防課長 砂防課でございます。

資料の5ページをごらんください。

上から1段目の砂防費で、7月の九州北部豪雨時等に、県内での豪雨により発生しました土砂災害の対応として、3億5,200万円余の増額を計上しております。

まず、上から2段目の単県急傾斜地崩壊対策費で、3億4,100万円余を計上しております。これは、西原村上鳥子地区ほか16カ所の崩壊した急傾斜地におけるのり面等の整備に要する経費でございます。

次に、上から3段目の単県砂防施設維持管理費で、1,100万円余を計上しております。これは、宇土市小部田地区ほか2カ所での豪雨による崩壊土砂や倒木の撤去等の急傾斜地崩壊対策施設の機能維持に要する経費でございます。

以上、最下段のとおり、補正前の額76億700万円余に今回の補正額を加えた砂防課の補正後の予算額は79億6,000万円余となります。

砂防課からは以上です。よろしく願いいたします。

○藤本監理課長 監理課でございます。

7ページをお願いいたします。

熊本県が施行する公共事業の経費に対する市町村負担金について説明いたします。

市町村負担金につきましては、第12号議案から第16号議案までの5件の議案を提案しておりますが、複数の課の事業で構成しておりますので、監理課から一括して説明いたします。

今回の提案に当たり、市町村に対しては事業計画を説明し、負担金に係る合意を得ておりますことを御報告いたします。

それでは、第12号議案、平成29年度道路事業の経費に対する市町村負担金についてでござ

います。

道路改築事業等3つの事業につきまして、道路法の規定に基づき、当該事業に要する経費のうち市町村の負担分を定めるものでございます。昨年度と負担内容に特段の変更はありません。

次に、8ページをお願いいたします。

第13号議案、平成29年度流域下水道事業の経費に対する市町村負担金についてでございます。

熊本北部流域下水道建設事業等6つの事業について、下水道法の規定に基づき、当該事業に要する経費のうち市町村の負担分を定めるものでございます。

昨年度との変更点は、4から6の各流域下水道維持管理事業について、各市町村と締結をしております維持管理に要する費用の負担金等に関する覚書に基づき、4の熊本北部流域下水道維持管理事業は、流入量1立方メートル当たり48円が44円に、5の球磨川上流域下水道維持管理事業は、流入量1立方メートル当たり97円が90円に、及び資本費分が7,100万466円に、6の八代北部流域下水道維持管理事業は、流入量1立方メートル当たり105円が114円に変更となっております。

次に、9ページをお願いいたします。

第14号議案、平成29年度海岸事業の経費に対する市町村負担金についてでございます。

海岸高潮対策事業等4つの事業について、海岸法の規定に基づき、当該事業に要する経費のうち市町村負担分を定めるものでございます。昨年度と負担内容に特段の変更はありません。

次に、10ページをお願いいたします。

第15号議案、平成29年度地すべり対策事業の経費に対する市町村負担金についてでございます。

単県地すべり対策事業について、地すべり等防止法の規定に基づき、当該事業に要する経費のうち市町村負担分を定めるものでございま

す。昨年度と負担内容に特段の変更はございません。

次に、11ページをお願いいたします。

第16号議案、平成29年度都市計画事業、港湾事業、急傾斜地崩壊対策事業及び砂防事業の経費に対する市町村負担金（地方財政法関係）分についてでございます。

1の単県街路促進事業から12ページにかけて17の事業について、地方財政法の規定に基づき、当該事業に要する経費のうち市町村負担分を定めるものでございます。昨年度と負担内容に特段の変更はございません。

監理課からは以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○長井道路保全課長 道路保全課でございます。

道路の管理瑕疵に関する専決処分の報告及び承認については、説明資料13ページの19号から58ページの41号まで、23件でございます。

そのうち16件は、熊本地震による影響があったと考えられる事案でございます。

まず、資料の13ページ、第19号議案ですが、詳細は右ページの概要にて説明いたします。

本件は、平成27年6月3日午前2時ごろ、上天草市大矢野町登立におきまして、和解の相手方が国道266号を普通乗用自動車で行進中、進行方向左側ののり面から落ちていた石に衝突し、フロントバンパー等の車底部を破損したものであります。

運転者が前方を注意するなど一般的な注意をもって運転していれば事故を回避できた可能性があることを考慮して、被害額の4割に当たる35万3,600円を賠償しております。

次に、15ページの第20号議案ですが、右ページをお願いいたします。

本件は、平成29年2月14日午後6時50分ごろ、玉名市小浜におきまして、相手方が県道

玉名植木線を普通乗用自動車で行進中、左側の河川堤防から道路上に張り出していたハゼの枝に衝突し、左フロントフェンダー等を破損したものであります。

運転者が前方を注意するなど一般的な注意をもって運転していれば事故を回避できた可能性があることを考慮して、被害額の8割に当たります7万4,304円を賠償しております。

次に、資料の17ページ、第21号議案ですが、右ページをお願いいたします。

本件は、平成29年2月18日午前5時ごろ、阿蘇市車帰におきまして、相手方が主要地方道菊池赤水線を軽乗用自動車で行進中、路面に生じていた穴ぼこに左前輪が落下し、左前輪等を破損したものであります。本件は、熊本地震による影響があったと考えております。

運転者が前方を注意するなど一般的な注意をもって運転していれば事故を回避できた可能性があることを考慮して、被害額の8割に当たる5万3,014円を賠償しております。

次に、19ページの第22号議案ですが、右ページをお願いいたします。

本件は、平成29年3月20日午後9時ごろ、阿蘇市車帰におきまして、相手方が主要地方道菊池赤水線を普通乗用自動車で行進中、路面に生じていた穴ぼこに左前輪が落下し、左前輪等を破損したものであります。本件も熊本地震による影響があったと考えております。

事故当時は激しい降雨であったため、運転者が事前に穴ぼこを発見することが困難であることを考慮して、被害額の全額に当たる7万513円を賠償しております。

次に、資料の21ページ、第23号議案ですが、右ページをお願いいたします。

本件は、平成29年4月7日午後8時ごろ、阿蘇市車帰におきまして、相手方が主要地方道菊池赤水線を普通乗用自動車で行進中、路

面に生じていた穴ぼこに左前後輪が落下し、左前後輪を破損したものであります。本件も熊本地震による影響があったと考えておりません。

事故当時は雨天で、穴ぼこには雨水がたまっており、運転者が事前に穴ぼこを発見することが困難であることを考慮して、被害額の全額に当たる7万9,272円を賠償しております。

次に、資料の23ページ、第24号議案ですが、右ページをお願いします。

本件は、平成29年4月8日午後7時ごろ、阿蘇市狩尾におきまして、相手方が県道北外輪山大津線を軽乗用自動車で行進中、路面に生じていた穴ぼこに右前後輪が落下し、右前後輪等を破損したものであります。本件も熊本地震による影響があったと考えております。

事故当時は豪雨と濃霧であったことから、運転者が事前に穴ぼこを発見することが困難であることを考慮して、被害額の全額に当たる19万5,048円を賠償しております。

次に、資料の25ページ、第25号議案ですが、右ページをお願いします。

本件は、平成29年4月8日午後8時45分ごろ、阿蘇市車帰におきまして、相手方が主要地方道菊池赤水線を軽乗用自動車で行進中、路面に生じていた穴ぼこに左後輪が落下し、左後輪を破損したものであります。本件も熊本地震による影響があったと考えております。

事故当時は豪雨と濃霧であったことから、運転者が事前に穴ぼこを発見することが困難であることを考慮して、被害額の全額に当たる1万4,000円を賠償しております。

なお、本件事故箇所は、後ほど説明します第27号議案、28号議案と同一箇所でございます。

次に、資料の27ページ、第26号議案ですが、右ページをお願いします。

本件は、平成29年4月8日午後9時ごろ、阿蘇市車帰におきまして、相手方が主要地方道菊池赤水線を普通乗用自動車で行進中、路面に生じていた穴ぼこに左前後輪が落下し、左前後輪等を破損したものであります。本件も熊本地震による影響があったと考えております。

事故当時は豪雨と濃霧であったことから、運転者が事前に穴ぼこを発見することが困難であることを考慮して、被害額の全額に当たる7万3,872円を賠償しております。

なお、本件事故箇所は第25号議案と同一箇所でございます。

次に、資料の29ページ、第27号議案ですが、右ページをお願いします。

本件は、平成29年4月8日午後9時から午後10時までの間、阿蘇市車帰におきまして、相手方が主要地方道菊池赤水線を普通乗用自動車で行進中、路面に生じていた穴ぼこに左後輪が落下し、左後輪を破損したものであります。本件も熊本地震による影響があったと考えています。

事故当時は豪雨と濃霧であったことから、運転者が事前に穴ぼこを発見することが困難であることを考慮して、被害額の全額に当たる1万6,500円を賠償しております。

次に、資料の31ページ、第28号議案ですが、右ページをお願いします。

本件は、平成29年4月8日午後10時ごろ、阿蘇市車帰におきまして、相手方が主要地方道菊池赤水線を軽乗用自動車で行進中、路面に生じていた穴ぼこに左前後輪が落下し、左前後輪を破損したものであります。本件も熊本地震による影響があったと考えております。

事故当時は豪雨と濃霧であったことから、運転者が事前に穴ぼこを発見することが困難であることを考慮して、被害額の全額に当たる2万4,000円を賠償しております。

次に、資料の33ページ、第29号議案です

が、右ページをお願いします。

本件は、平成29年4月8日午後11時50分ごろ、阿蘇市車帰におきまして、相手方が主要地方道菊池赤水線を軽乗用自動車で行進中、路面に生じていた穴ぼこに左後輪が落下し、左後輪を破損したものであります。本件も熊本地震による影響があったと考えております。

事故当時は豪雨と濃霧であったことから、運転者が事前に穴ぼこを発見することが困難であることを考慮して、被害額の全額に当たる5,700円を賠償しております。

次に、資料の35ページ、第30号議案ですが、右ページをお願いします。

本件は、平成29年4月9日午前7時30分ごろ、阿蘇市狩尾におきまして、相手方が県道北外輪山大津線を普通乗用自動車で行進中、路面に生じていた穴ぼこに右前後輪が落下し、右前後輪タイヤホイールを破損したものであります。本件も熊本地震による影響があったと考えております。

事故当時は雨天及び濃霧であったことから、運転者が事前に穴ぼこを発見することが困難であることを考慮して、被害額の全額に当たる2万3,760円を賠償しております。

本件事故箇所は、次に説明いたします第31号議案から35号議案までと同一箇所でございます。

次に、資料の37ページ、第31号議案ですが、右ページをお願いします。

本件は、平成29年4月9日午前7時50分ごろ、阿蘇市狩尾におきまして、相手方が県道北外輪山大津線を普通乗用自動車で行進中、路面に生じていた穴ぼこに右前輪が落下し、右前輪を破損したものであります。本件も熊本地震による影響があったものと考えております。

事故当時は、雨天後の濃霧であったことなどから、運転者が事前に穴ぼこを発見することが困難であることを考慮して、被害額の全

額に当たる2万2,080円を賠償しております。

次に、資料の39ページ、第32号議案ですが、右ページをお願いします。

本件は、平成29年4月9日正午から午後1時までの間、阿蘇市狩尾におきまして、相手方が県道北外輪山大津線を普通乗用自動車で行進中、路面に生じていた穴ぼこに右前輪が落下し、右前輪を破損したものであります。本件も熊本地震による影響があったと考えております。

事故当時は雨天後の濃霧であったことなどから、運転者が事前に穴ぼこを発見することが困難であることを考慮して、被害額の全額に当たる2万6,000円を賠償しております。

次に、資料の41ページ、第33号議案ですが、右ページをお願いします。

本件は、平成29年4月9日正午から午後1時までの間、阿蘇市狩尾におきまして、相手方が県道北外輪山大津線を普通乗用自動車で行進中、路面に生じていた穴ぼこに右前後輪が落下し、右前後輪を破損したものであります。本件も熊本地震による影響があったと考えております。

事故当時は雨天後の濃霧であったことなどから、運転者が事前に穴ぼこを発見することが困難であることを考慮して、被害額の全額に当たる5万3,460円を賠償しております。

次に、資料の43ページ、第34号議案ですが、右ページをお願いします。

本件は、平成29年4月9日午後0時30分ごろ、阿蘇市狩尾におきまして、相手方が県道北外輪山大津線を普通乗用自動車で行進中、路面に生じていた穴ぼこに右前後輪が落下し、右前後輪等を破損したものであります。本件も熊本地震による影響があったと考えております。

運転者が前方を注意するなど一般的な注意をもって運転すれば事故を回避できた可能性があることを考慮して、被害額の6割に当た

る8万8,783円を賠償しております。

次に、資料の45ページ、第35号議案ですが、右ページをお願いします。

本件は、平成29年4月9日午後1時ごろ、阿蘇市狩尾におきまして、相手方が県道北外輪山大津線を軽乗用自動車で行進中、路面に生じていた穴ぼこに右前後輪が落下し、右前後輪等を破損したものであります。本件も熊本地震による影響があったと考えております。

運転者が前方を注意するなど一般的な注意をもって運転していれば事故を回避できた可能性があることを考慮して、被害額の5割に当たる1万9,926円を賠償しております。

次に、資料の47ページ、第36号議案ですが、右ページをお願いします。

本件は、平成29年4月17日午後11時ごろ、南阿蘇村大字河陰におきまして、相手方が主要地方道熊本高森線を軽貨物自動車で行進中、路面に生じていた穴ぼこに左前後輪が落下し、左前後輪等を破損したものであります。本件も熊本地震による影響があったと考えております。

事故当時は雨天及び濃霧であったことから、運転者が事前に穴ぼこを発見することが困難であることを考慮して、被害額の全額に当たる8万5,320円を賠償しております。

次に、資料の49ページ、第37号議案ですが、右ページをお願いします。

本件は、平成29年4月22日午前0時30分ごろ、球磨村大字神瀬におきまして、和解の相手方が国道219号を普通乗用自動車で行進中、進行方向左側ののり面から落ちていた石に衝突し、フロントバンパー等の車底部を破損したものであります。

運転者が前方を注意するなど一般的な注意をもって運転していれば事故を回避できた可能性があることを考慮して、被害額の3割に当たる9万2,628円を賠償しております。

次に、資料の51ページ、第38号議案です

が、右ページをお願いします。

本件は、平成29年4月28日午前7時ごろ、球磨村大字神瀬におきまして、相手方が国道219号を軽乗用自動車で行進中、進行方向右側ののり面から落ちてきた石に衝突し、右前輪等を破損したものであります。

直前で落ちてきた石に衝突した事故であり、運転者が回避することは困難であることを考慮して、被害額の全額に当たる4万4,496円を賠償しております。

次に、資料の53ページ、第39号議案ですが、右ページをお願いします。

本件は、平成29年5月11日午前9時30分ごろ、菊池市原におきまして、相手方が県道原立門線を普通乗用自動車で行進中、進行方向左側ののり面から落ちていた石に衝突し、アンダーパネル等を破損したものであります。

運転者が前方を注意するなど一般的な注意をもって運転していれば事故を回避できた可能性があることを考慮して、被害額の4割に当たる14万4,076円を賠償しております。

次に、資料の55ページ、第40号議案ですが、右ページをお願いします。

本件は、平成29年5月11日午前9時35分ごろ、芦北町大字塩浸におきまして、相手方が県道天月湯浦線を軽貨物自動車で行進中、進行方向左側からの倒竹が直撃し、フロントピラー等を破損したものであります。

本件は直撃事案であり、運転者が倒竹を予見したり回避することは困難であることを考慮して、被害額の全額に当たる26万600円を賠償しております。

次に、資料の57ページ、第41号議案ですが、右ページをお願いします。

本件は、平成29年7月4日午前9時30分ごろ、菊陽町津久礼におきまして、相手方が県道熊本菊陽線を軽乗用自動車で行進中、進行方向右側からの倒木が直撃し、ボンネット等を破損したものであります。

本件は直撃事案であり、運転者が倒木を予

見したり回避することは困難であることを考慮して、被害額の全額に当たる26万1,230円を賠償しております。

以上、道路の管理瑕疵に関する議案23件を御説明させていただきましたが、これまでも舗装、補修に努めてまいりましたが、今議会に計上しております単県道路災害関連事業により、損傷が著しい箇所の補修に努め、また、道路パトロールのさらなる強化と道路異状箇所の通報制度の周知に努め、道路管理瑕疵事故の未然防止に今後とも努めてまいります。

道路保全課の説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○上野道路整備課長 道路整備課でございます。

59ページ、報告第30号の熊本県道路公社の経営状況を説明する書類の提出につきまして、お手元に配付しております別冊の冊子により説明をさせていただきます。

まず、冊子の1ページをお願いいたします。

平成28事業年度事業報告書でございます。

1の総括につきまして、熊本県道路公社は、平成4年に設立し、上天草市松島町今泉から合津までの間において、有料道路事業を活用しながら道路建設を進め、平成14年5月、延長3.3キロメートルの松島有料道路を開通させております。

2の平成28事業年度の事業実施状況ですが、開通後は、料金徴収業務や維持管理を行うほか、平成19年に開通した松島有明道路の管理業務を県から受託し実施しております。

2ページをお願いいたします。

3の(1)に、平成28年度の通行台数実績を示しております。年間約186万台、1日平均5,100台の利用となっております。

グラフ1に示しておりますように、松島有明道路開通後の平成20年度以降は、おおむね

1日平均5,100台前後の通行があり、開通した平成14年の計画に対し30%を超える利用があります。

(2)は、通行料金の収入実績を示しております。平成28年度の料金収入は、約3億3,800万円であり、グラフ2に示しておりますように、平成20年度以降を平均しますと、1年に3億4,000万円を超える料金収入が続いており、計画に対し約10%上回っております。

次に、3ページをお願いいたします。

4の貸付金等の償還及び償還準備金の見通しでございます。

まず、下の参考の表に示しておりますように、松島有料道路事業は、政府貸付金21億5,000万円、地方公共団体金融機構借入金6億4,500万円、県出資金15億500万円、合計43億円を建設資金の財源としております。

次に、上のグラフにおきまして、四角の印の政府貸付金と三角の印の地方公共団体金融機構借入金は、平成28年度末の残額がそれぞれ9,900万円余と3,600万円余となっており、これらは、償還計画どおり平成33年度には完了する見込みでございます。

また、丸印の償還準備金は、毎年度の貸付金などの償還額を累計したものでありまして、現在の見通しでは、料金徴収期間内の平成44年には建設費43億円に達すると考えております。

次に、4ページから7ページに貸借対照表、損益計算書、財産目録を示しております。

内容は、今御説明しました2ページ、3ページで、料金収入や貸付金等の状況を詳細に示したものでございますので、省略をさせていただきます。

次に、8ページの平成29事業年度事業計画書でございます。

1の松島有料道路の管理業務につきまして、本年度も料金徴収業務及び道路維持管理

業務を行います。道路施設の維持管理については、橋梁の塗装や管理設備の更新等を実施する予定となっております。

2の松島有明道路維持管理業務につきましては、引き続き県から受託し実施してまいります。

次に、9ページの平成29事業年度収支予算でございます。

収入といたしましては、通行料金や受託業務など、合計3億5,700万円余を計上し、支出といたしましては一般管理費4,900万円余、業務管理費1億5,900万円余、建設費用の償還金として業務外費用5,400万円余などを計上いたしております。

10ページ以降に平成28事業年度の決算附属諸表を添付しておりますが、11ページをお願いいたします。

(1)の債務に関する計算書の①長期借入金の最下段の合計の欄でございますが、一番左の欄の平成28年度となる前事業年度末の債務額2億1,300万円余から、本事業年度の債務消滅額7,700万円余を差し引いて、本年度末の債務額は1億3,600万円余となっております。

また、②短期借入金ですが、一番右の欄の平成28事業年度となる本事業年度末の債務額はゼロとなりました。

資料の説明は以上でございますが、松島有料道路は、計画を上回る多くの方々に御利用いただいております。建設費用を計画どおりに償還していることなどから、道路公社の経営は安定している状況でございます。

以上、熊本県道路公社の経営状況の説明を終わらせていただきます。

○丸尾河川課長 河川課でございます。

説明資料60ページをお願いいたします。

報告第31号につきましては、お手元の別冊、一般財団法人白川水源地域対策基金の経営状況を説明する書類により説明させていた

できます。

1ページをお願いいたします。

本法人の事業は、立野ダム建設に伴い必要となる水没地域の住民の生活再建及び水没関係地域の振興に必要な措置に対する資金の交付及び調査等であり、南阿蘇村地域整備計画に基づき、南阿蘇村が実施主体である事業に対し、県及び下流域の3市町が事業費の助成を行うものです。

対象事業は、ダム周辺の道路、公園、集会施設等の整備などの15事業で、そのうち10事業は平成21年度までに完了しており、2事業は南阿蘇村地域整備計画の変更により対象外とされたため、当基金対象としましては3事業が残っている状況です。

昨年の熊本地震やその後の豪雨の影響で、ダム本体工事については今年度中に着手し、予定どおりの完成を目指す国から聞いており、流域市町からも建設促進の同意を得ているところでございます。南阿蘇村に確認したところ、ダム建設後の事業である残りの3事業も含め、南阿蘇村地域整備計画の見直しを国、県と連携しながら検討し、実施したいとの意向でございました。

本説明資料は、平成28年度、平成29年度の事業及び決算並びに予算について記載しておりますが、支出経費は法人の管理に係る事務費のみとなっております。

次に、2ページをお願いいたします。

表の下段の当期支出合計の決算額は15万円余で、主に法人税及び法人登記費用などです。

3ページをお願いいたします。

最下段の当年度の正味財産期末残高は、3,368万円余でございます。

次に、10ページをお願いいたします。

平成29年度の事業計画ですが、引き続き南阿蘇村との意見交換等を行う予定でございます。

以上で一般財団法人白川水源地域対策基金

の経営状況についての報告を終わります。よろしくお願いたします。

○小路永住宅課長 住宅課でございます。

61ページの報告第32号熊本県住宅供給公社の経営状況について、別冊の資料に沿って説明いたします。

熊本県住宅供給公社については、昨年12月議会において、解散の議決をいただいたところです。

その後、本年2月、国土交通大臣に対して、本年3月31日付をもって解散を行う旨の認可申請を行い、3月31日付で解散の認可を国土交通大臣からいただきました。

現在、清算法人として、現務の結了、債権の取り立て、債務の返済等の整理を進めており、今年度の清算結了を目指して取り組んでいるところです。

それでは、別冊資料の1ページをお開きください。

平成28年度の事業の実施状況でございます。

(1)の賃貸管理事業ですが、住宅供給公社ビル及び周辺駐車場等の賃貸管理業務を実施いたしました。

(2)の固定資産売却ですが、菊南ひかりヶ丘ほか1区画の公社所有の固定資産(土地)の売却を実施しました。

(3)の住宅供給公社ビル改修工事ですが、公社ビルの耐震補強工事や設備改修工事を実施しました。

なお、当工事については、本年4月28日に竣工しております。

次に、2ページをお開きください。2ページと3ページが貸借対照表でございます。

まず、2ページの資産でございますが、一番右の欄の当期決算額の最上段、流動資産の合計が40億3,100万円余となっております。前期に比べ2億5,900万円余減少しています。これは、平成28年度は、公社所有ビル等

の賃貸事業が主な収益事業であり、事業収益が減少した一方で、人件費や事務費、公社ビルの耐震補強工事等への支払いにより減少したものです。

次に、中段以降が固定資産でございます。固定資産の合計が4億5,000万円余と、前期に比べ1億4,700万円余増加しております。これは、先ほど御説明しました公社ビルの耐震補強工事を実施したことによるものです。

資産合計といたしましては、最下段に記載のとおり、44億8,000万円余となっております。

次に、3ページが負債及び資本でございます。

最下段をごらんください。

負債及び資本の合計が、44億8,000万円余となっております。

主なものとしましては、資本金が1,000万円、これは県の出資金でございます。また、剰余金が44億1,000万円余となっております。

次に、4ページをお開きください。

損益計算書でございます。

まず、事業収益の合計ですが、先ほど説明しましたように、平成28年度は主な収益事業は公社ビル等の賃貸事業であったため、当期の事業収益は1,800万円余となっております。これに事業原価1,200万円余、一般管理費6,100万円余を差し引くと、事業損失が5,500万円余となり、最終的に当期純損失が7,600万円となっております。

5ページは剰余金計算書、6ページから7ページはキャッシュ・フロー計算書、8ページから9ページは財産目録でございますが、内容は資料記載のとおりでございます。

次に、10ページをお開きください。

10ページは、平成29年度の清算計画でございます。

1、現務の結了に向けた業務については、残余財産として熊本県へ引き継ぐまで公社ビ

ル等の管理を行うとともに、公社が販売した住宅及び宅地についての瑕疵担保への対応や買い戻し特約登記の抹消を行います。

債権の取り立て及び債務の弁済については、未収金の回収や給与、退職金の人件費等の支払い等、債権、債務の整理を行います。

3つ目の残余財産の引き渡し手続については、残余財産の県への分配や所有権移転を行うこととしております。

次に、11ページをお願いいたします。

平成30年3月31日時点における予定貸借対照表ですが、負債及び資本の合計が43億7,000万円余となっております。

最後に、12ページをお開きください。

予定損益計算書ですが、最下段に記載しておりますとおり、平成29年度の当期純損失といたしまして4,900万円余を見込んでおります。

なお、清算結了等に関する議会への報告については、法的な規定はございませんが、適宜情報提供を行ってまいります。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○淵上陽一委員長 以上で執行部の説明が終わりましたので、議案等について質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。

○内野幸喜副委員長 では、議案等ということで。

部長の総括説明の中で、国際クルーズ拠点整備について話がありました。

実は、9月の4日だったと思うんですが、淵上委員長と私で、八代港にちょうどクルーズ客船が寄港しているときに視察させていただきました。

何十台と大型バスがあそこの八代港にとまって、それから順次ずうっと観光客を乗せて県内の観光地を回っていくわけですね。やっぱりこれは、非常に大きな県内には効果が

あるなということを実感したんですが、ただ、船が着岸して出国するまでに、結構やっぱり時間とかかかるんですね。そうしたときに、果たして県の職員の方、これはもう港湾課だと思うんですが、例えばクルーズ客船に実際乗船して、どんな感じなのかとか、経験がまずあるのかということをちょっとお聞きしたいんです。そこはまずどうですか。

○亀崎港湾課長 港湾課でございます。

実際、着岸している船には乗船したことがございますが、そのツアーによる航海、海の上と一緒にツアーの中で乗ってくるという経験はございません。

○内野幸喜副委員長 ここに、ロイヤル・カリビアン・クルーズ社と協議を行っておりますという話がありますが、それじゃあやっぱり県としても実際そういうのを経験してみるべきじゃないかなと。いざ実際そうやってツアーに帯同させてもらって経験することによって、いろんな提案というのもできると思うんですね。例えば出国についても、ひょっとしたら、時間がかかっているのであれば、その観光客の方はいろんなストレスを抱えているかもしれない。そうしたことの解消に向けて、いろんな提案もできると思いますので、これは私は仕事として、それも必要だと思います。部長、そこはどうですか。

○手島土木部長 まず、県職員として、先ほど港湾課長が言いましたように、一応乗ったことはあるんですが、実際一緒に動いたことではないということですね。本当のところはなかなかわからないという意味では、今おっしゃったように、実際に体験するというのは非常にいいことだろうなと思っています。

これは、一つは乗り降りの関係が時間がかかってどうなんだというようなのも当然わかってくると、いろんな対応も考えられると。

また、實際上、そのクルーズ船に乗って来られる人たちにどんなふうな魅力的なことを売り込むとか、そういうのも当然、中で考えないかぬだろうと、どんなふうに行われているかと、現状ですね。

例えば、バスに乗るのは前で決まっているのか中で決まるのか、あるいは自分たちで例えば個人旅行がそこでできるのかとか、そういうことも含めて、乗ってみたいとわからないというところがあると思います。ですから、委員の御意見というのは非常にいいことだろうと思っています。

ただ、今すぐ、はい、乗りますと言うのはちょっとできませんので、県庁内の手続等も含めて整理した上で、ツアーへの参加をぜひとも検討していきたいと思っています。これはありがたい御意見だと思っています。

○内野幸喜副委員長 ぜひそうしてほしいなと。

これは港湾課もそうですし、あと商工のほうも含めてですね。やっぱり実際経験してみても初めてわかることってあると思うんですね。それに対して批判というのは別にないと思いますから、それでいて、いろんな提案ができるのであれば非常にいいことだと思いますので、ぜひ検討してほしいと思います。

○淵上陽一委員長 私も一緒に行かせてもらって、やはり一回乗ってきて、中でどういうものがあるのかというのを知ることは大事だろうというふうに思いますので、ぜひしっかりと検討していただければというふうに思います。

○森浩二委員 一番長く説明があった穴ぼこについて。

パトロールは委託されていると思いますけれども、補修をするでしょう、穴ぼこを、あれは何日ぐらいもつとですか。

○長井道路保全課長 まず常温合材で穴ぼこを埋めます。それは仮の補修でございますので、その後、基本的には加熱合材で補修をするんですが、今回の連続している箇所は、夜間から早朝または雨天等ということで、その間に剥げてしまって、また連続したと。その後には加熱合材での補修はやっているんですが、基本的には、先生の御質問に対しては、常温合材はもう仮の応急ですと。その後には加熱合材で必ず補修するような段取りには一応しております。

○森浩二委員 今度の補正は、その辺は全面的に舗装し直すということですか。

○長井道路保全課長 はい。今回提案させていただいております9億4,000万の補正につきましては、そういう部分的な補修ではなくて、ある程度の距離をもって本格的な補修をさせていただきたいということでございます。

○森浩二委員 パトロールは1日1回かな。

○長井道路保全課長 週4～5回と、それとは別に土日には1回ということでやっております。

○手島土木部長 済みません、ちょっと今の訂正を。

路線によって違いますので、全てが今のようなことではないです。非常に交通量が少ないところは、もっと少ないということでございます。

○長井道路保全課長 追加修正でございますが、今のパトロールにつきましては、今回連続しております57号線の迂回路になっておるミルクロード、菊池赤水線については、今申

しましたような回数で一応パトロールをやっていますが、全てそうやっているわけではないということでございます。済みません。

○大平雄一委員 部長の説明の中の災害公営住宅についてちょっと質問したいんですけども、益城町の用地のほうの取得で少し手間取っている部分があると思うんですけども、県として今の益城町の取り組みで、どこが問題なのかというところをどのように把握されているのか。

○小路永住宅課長 住宅課でございます。

益城町につきましては、現在300戸程度予定をされておりますが、進捗としては、まだ実際に設計等に着手している状況にはございません。建設戸数が多いということもありますし、各地域ごとに建設戸数を定めていらっしゃいますので、ある程度敷地のめどは立って、今その用地交渉段階ということなんですけれども、住民の方からも御意見をいただきながら整備をするということで、住民の方との調整も少し時間がかかっているように聞いております。

○大平雄一委員 いろいろ住民の人の要望とか、そういったものをなかなか聞けなくて、町のほうもすごくお困りになっている部分もあるし、住民の人の要望というものも聞かなくちゃいけない部分もあって、なかなかそこが今、町のほうでなかなか判断ができてないというところで、県としていろんなアドバイスをさせていただければと思います。

○小路永住宅課長 住宅課でございます。

市町村の公営住宅につきましては、県のほうでは、技術的な職員が不足ということであれば受託をするようなこともしておりますし、公営住宅の整備につきましては、建設のほかに、買い取り、借り上げ、いろんな方法

があります。それぞれの事情に応じた整備手法を選んで、できるだけ早期に整備をしていただきますよう、いろんな助言を行っていきたいというふうに考えておりますので、今後も市町村に対しては、できるだけ早期に整備が図れるように対応してまいりたいというふうに思っております。

○瀧上陽一委員長 ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○瀧上陽一委員長 なければ、以上で質疑を終了します。

それでは、ただいまから、本委員会に付託されました議案第1号、第12号から第16号まで及び第19号から第41号までについて、一括して採決したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○瀧上陽一委員長 異議なしと認め、一括して採決いたします。

議案第1号外28件について、原案のとおり可決または承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○瀧上陽一委員長 異議なしと認めます。よって、第1号外28件は、原案のとおり可決または承認することに決定いたしました。

次に、閉会中の継続審査事件についてお諮りします。

議事次第に記載の事項について、閉会中も継続審査することを議長に申し出ることでよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○瀧上陽一委員長 それでは、そのように取り計らいます。

次に、その他に入ります。

執行部から報告の申し出が4件っております。

まず、報告について執行部の説明を求めた

後、一括して質疑を受けたいと思います。

それでは、順次報告をお願いいたします。

○吉良土木技術管理課長 土木技術管理課でございます。

報告事項1をお願いいたします。

熊本地震及び梅雨前線豪雨等に伴う災害復旧事業及び災害復旧関係事業の進捗状況についてでございます。

この報告につきましては、6月の当委員会で、本年3月末現在の状況を報告させていただきましたが、今回は6月末現在の報告でございます。また、この内容につきましては、去る9月13日の前川議員の代表質問の中にも一部触れられているものでございます。

それでは、まず上段枠囲み内の表の最下段をごらんください。

県と市町村を合わせました災害復旧事業及び災害復旧関係事業の全体工事費は、約1,788億円でありまして、このうち6月末までに約672億円を発注し、その発注率は37.6%で、3月末に比べ、約6.3ポイント上昇しております。

また、発注済みのうち工事が竣工したものの割合であります完了率は8.3%で、3月末に比べ、約4ポイント上昇しております。

なお、全体工事費が3月末の金額に比べ、約81億円ふえております。これは、宅地耐震化推進事業が本年4月以降に追加採択となったことから、増額となったものでございます。

また、下段の枠囲みには、参考としまして、上段表のうちの公共土木施設及び農業用施設等の災害復旧事業について、県分、市町村別の件数ベースで整備した進捗状況を記載しております。

以上で熊本地震等に伴います災害復旧事業等の進捗状況についての説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○藤本監理課長 監理課でございます。

その他報告の報告事項2の資料をお願いいたします。

震災関連等工事の円滑な施工に向けた取組（第3弾）の資料でございます。

熊本地震発生後、災害復旧工事を初めとした震災関連等工事が増加し、それに対応するため、昨年10月、本年2月と、入札契約制度を見直すとともに、施工確保対策を講じてまいりました。

しかしながら、本年度に入り入札の不調が多く発生してきていることから、第3弾として、震災関連等工事の円滑な施工に向けた取り組みを行うこととしましたので、報告いたします。

まず、資料左側の①の表ですが、報告事項1の説明と重複いたしますが、災害復旧事業等の進捗状況でございます。

県と市町村を合わせた災害復旧等に係る工事費約1,790億円のうち、6月末現在で工事費ベースで発注済みのものが約38%、工事を完了したものが8.3%となっております。

②の表は、昨年度4月以降の入札件数と入札不調発生率の推移をあらわしたグラフです。

昨年度の秋ごろから入札不調率が増加してきており、1月には21.6%まで上昇し、年度を通した不調発生率は13.9%でした。

本年度に入り、さらに入札不調発生率が増加してきており、4月から8月までの不調発生率は31.8%となっております。特に、被災地域であります熊本、上益城、阿蘇地域での不調発生率が高くなっております。これは、本年3月に多くの工事が発注され、建設企業の手持ち工事量が多くなった中、技術者不足等の要因から不調、不落が発生しているというふうに推察をされております。

③の表は、土木一式工事と建築一式工事に係る県工事の発注実績と本年度の発注見通しのグラフです。土木一式、建築一式とも、今

年度は最上位等級であるA1等級を中心に工事の増加が見込まれており、さらなる不調、不落の増加が懸念される状況です。

そこで、入札制度の見直しや施工確保対策に取り組むこととしたところでございます。

資料の右側で、今回の取り組みの内容を説明いたします。

まず、入札制度の見直しについてです。見直しに当たっての基本的な考え方を枠囲みに記載しております。

震災関連等工事については、円滑な施工確保のため、①建設企業の技術者不足等への対応、②として、県内全域からの建設企業の参加の促進、③として、競争性を確保しつつ入札事務を迅速化、簡素化、これらにより復旧・復興工事の加速化を図ることを基本的な目標としております。

具体的には、1、発注ロットの拡大を行います。工事箇所が近接し合併することが可能な工事は、合併方式により1つの工事として発注することといたします。これにより、技術者の配置が1人でよくなることとなり、技術者不足の緩和に寄与することになります。

2の入札方式等の見直しについてですが、土木一式工事に係る主な見直し項目を説明いたします。

(1)、3地域における入札方式の見直しについてですが、熊本、上益城、阿蘇地域においては入札の不調が多く発生してきていることから、土木A2ランクの3,000万円以上7,000万円未満の工事について、指名競争入札から価格競争による条件つき一般競争入札に変更し、初回は地域振興局等管内を地域要件として発注し、不調後の再度入札においては、全県を地域要件として発注することとし、震災関連等工事の早期契約を生み出します。

(2)の総合評価落札方式の見直しですが、予定価格7,000万円以上3億円未満の工事のうち、競争参加資格に施工実績を設定しない

ものについては、総合評価を行わない価格競争による条件つき一般競争入札によることとするなど、手続の簡素化、迅速化を行います。

3、1者入札の取り扱いについてですが、県の入札においては、競争性を確保するため、平成25年度から、一般競争入札の場合は、原則として指名入札参加者が1者の場合、入札を取りやめる扱いとしております。しかしながら、不調、不落のケースのうち約2割が1者入札で不調となっており、復旧・復興工事の着手のおくれにつながるということから、当分の間、震災関連等工事の一般競争入札の案件については、競争参加資格審査会の審査を経て、原則1者入札を可として取り扱うことといたします。

ただし、談合情報が寄せられるなど、不自然な入札の増加について入札監視委員会から指摘等があった場合は、1者入札を不可の取り扱いに戻すということにしております。

第3の施工確保対策及び市町村発注工事への支援です。

1の復興歩掛かりの拡大及び復興係数のかさ上げの要望ですが、復興歩掛かりと復興係数につきましては、本年2月に導入をしたところです。被災地域において工事量の増大による労働者や建設機材等の不足による作業量、作業効率の低下等に対する工事費の増加を適切に設計価格に反映するため、さらなる拡大とかさ上げを国に要望することといたしております。

2、災害復旧工事の変更協議の簡素化につきましては、国から補助を受ける災害復旧事業については、現場の状況により軽微な内容を超える、いわゆる重変があった場合、国と協議を行うことが必要となっておりますが、その手続の簡素化や協議期間の短縮について、国と協議を行うこととしております。それにより、市町村工事を含めて復旧工事の円滑化を進めたいというふうに考えておりま

す。

3、市町村工事への支援については、市町村の小規模な災害関連工事の大量な発注により入札不調が発生しておりますが、市町村外から建設企業が工事に参加するよう業界に呼びかけるとともに、市町村に対しては、遠隔地から参加する業者に対して宿泊地を確保するなど、環境整備を要請するというようにしております。

最後に、第4、実施時期ですが、第2の入札制度の見直しについては、8月16日以降に行われる入札契約その他契約の申し込みの誘引を行うものについて適用するとしたところがございます。

今後とも、復旧、復興を円滑に進めるため、さまざまな取り組みを行ってまいりたいと考えております。

報告事項2の説明は以上でございます。

続きまして、報告事項3、熊本県国土強靱化地域計画(案)について説明をいたします。

資料を4種類お配りしております。まず、右肩に「報告事項3」と記載しましたA4の1枚資料、次に、A3カラー刷りの折り込み資料、次に、熊本県国土強靱化地域計画(案)、これが119ページございます。最後に、A3判の白黒刷りの折り込み資料です。4種類資料をお配りをさせていただきます。

初めに、2つ目のA3判のカラー刷りの資料をごらんください。2つ目のA3判のカラー刷りの資料でございます。

これは、国土強靱化地域計画(案)の概要版でございます。これは、6月の本委員会で御説明をいたしましたものと同じですので、本日の説明は省略をさせていただきます。

次に、1枚目のA4の1枚資料、熊本県国土強靱化地域計画(案)についてごらんください。

計画(案)につきましては、7月の5日から8月の3日まで、パブリックコメントを行い

ました結果、7件の御意見がございました。それぞれの意見への対応につきましては表に記載のとおりで、意見を反映することとしたものが4件、参考意見とさせていただいたものが2件などとなっております。

中段に意見を反映したものの一例を記載しておりますが、物資支援に関する事項について、物流事業者等との連携に関する意見がありまして、反映をすることといたしました。

次に、資料の裏面をごらんください。

その他の修正といたしまして、事業の取り組み主体、関係機関等一覧表を作成し、計画に添付することといたしました。この一覧表につきましては、4つ目の資料、A3判の白黒刷りを折り込んだものをごらんください。

この計画書の案の最後には、既に一覧表を掲載しておりますが、本委員会でごらんいただくために、一覧表を大きく拡大したものを最後に添付をさせていただきます。

それぞれの取り組みの主体は誰なのかをわかるようにするため、計画にある336の項目について、右側の欄に取り組みの主体に丸を記載しております。これによりまして、市町村や県民の皆様にはわかりやすく説明ができるようになるというふうに考えております。

それでは、1枚目、A4の資料に戻っていただきまして、2の上から2つ目の丸印で、土地利用の適正化という視点で項目を追加しております。

修正内容は、点線囲みの災害リスクが高い地域の土地利用制限等について、安全性を優先に考慮した土地利用を図る必要があるとしたものでございます。

一番下に今後のスケジュールを記載しております。本常任委員会での説明後、10月の策定、公表を予定しております。

以上で国土強靱化地域計画(案)についての説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○小路永住宅課長 住宅課でございます。

報告事項4、熊本県住宅マスタープランの改定についてでございます。

熊本県住宅マスタープランは、住生活基本法に基づき、県民の住生活の安全の確保及び向上の促進に関する基本的な計画を定めるものです。

本格的な少子高齢化や住宅ストックの増加など、住宅を取り巻く社会情勢を踏まえ、それぞれの課題に対応するための住宅施策を掲げています。

現在の計画は、平成24年から平成32年までを計画期間としていますが、今回中間見直しを行うものでございます。

1番目の改定の方向性としましては、国土交通省の全国計画が平成28年3月に改定されましたので、県計画としましても、それを踏まえた改定を行います。また、本県においては、熊本地震の復旧、復興に関する施策を盛り込むこととしています。

2番目の現行計画の構成と改定の視点についてですが、まず現行計画の構成は、基本計画1から5に示すとおり、安全、安心や居住水準の向上など大きく5つの計画項目がございます。また、それぞれの基本計画の中に、高齢者、障害者等への配慮やユニバーサルデザインなど、主な施策を掲げています。

この現行計画に対しまして、(2)の視点で改定を行うこととしております。

まず、国土交通省の全国計画の改定の視点につきましては、若年・子育て世帯関連や既存住宅の流通と空き家の利活用の促進、住生活産業の活性化の、大きく3点でございます。

また、その他の視点としましては、熊本地震への対応、平成27年に施行された空家対策特別措置法への対応、今年度施行予定となっております民間賃貸住宅を活用した住宅セーフティーネット機能の強化の、大きく3点でございます。

最後に、改定のスケジュールにつきましては、12月から1月にかけてパブリックコメント、2月に国土交通大臣の同意、3月に改定、公表とする予定でございます。

12月議会で計画内容について御説明をさせていただきます。

以上でございます。

○瀧上陽一委員長 以上で執行部の説明が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。

○坂田孝志委員 報告事項1番目の災害復旧事業等の進捗状況ですが、この全体工事費のこの金額ですね、1,788億円。これは、ここに書いてあるように、県、市町村での災害復旧事業費ですよ。それと、国の関係ですね、直轄、これはまた代行工事ですか。県も応分の負担しているでしょう。そういうものの総額、3千何百億となっちゃおらぬかと思って。

それと、その発注率とか進行状況とか、そういうのは把握してあつとですか。もう少し上がりやせぬかなと思うとばってん。つかんでいますか。

○吉良土木技術管理課長 直轄事業の災害復旧事業については、県のほうとしては、申しわけございませんが、このデータの中では把握しておりません。

○坂田孝志委員 データの中でもいいから、全体的にはつかんでないんですか。

○丸尾河川課長 直轄事業の負担金につきましては、河川課のほうで予算計上させていただいております。直轄事業の負担金は当初予算に計上するのではなく、その都度、負担金の請求があったときに、その直近の議会で補正をして対応してまいっております。

で、昨年の28年度は、代行であったりとか、そういった国の道路関係で、約310億の事業に対して負担金を求められておりますし……

○坂田孝志委員 負担金の額を聞いているんじゃないじゃない。災害復旧費全体の額を聞いているわけです。県も負担金があることでしょから、だから全体の災害復旧費は幾らなんですか、その発注率はどれくらいですか、発注額はどれくらいとなっていますかと、ここを聞いているわけでありませう。

○丸尾河川課長 全体額といたしましては、先ほど言いました道路の、例えば代行で昨年度全体事業の総額はつかんでおりませんが、その年度、年度で事業として必要な事業費を言われております。それが、道路は310億と、河川では80億でございました。それと、ことしに入って6月補正で140億の道路の事業費に対して負担金を求められてきている状況でございます。

○坂田孝志委員 いや、負担金を聞いているんじゃないと言います。被害額を聞いてるわけですが、全部の、災害復旧に係る全体の。当然、県も負担しているわけだから、それはつかむべきでしょう、はい。それと、俵山ルートの一部完成だとかいろいろ出てきておるでしょう。だから発注したやつも、トンネルも発注したわけだから、もう少し、発注率は上がってじゃなからうかと。ほかの数字は、もう少しいい数字が出てくるんじゃないかなと、こう予測しておるものだから聞いているんですよ。

○成富政策審議監 坂田委員御指摘ですけども、ちょっと直轄事業が現時点で十分把握してませんでしたので、至急調べて委員の皆さんに御報告したいと思っておりますので……（「無

理」と呼ぶ者あり）無理。

○手島土木部長 私どもも坂田委員と全く同じ心なんですけれども、国として、我々の分は災害の査定とかいうのがございまして、額が決まります。決まるものでここに書けるんですけれども、国のほうは、国がみずからなされるもので、被害としてどれだけあったかというのさえも正確には我々には出てこないんですよ。当然、我々としても知りたいです、今後幾ら払わないかぬかということで。

ただ、仕組み上、今までの仕組みではそうになってないと。これはもう、言い方は悪いですけど、お上がされることなもので、国がやられることについては、そういう、最終的には請求ということになっています。通常、毎年幾らかかるかということは、普通の直轄事業なんかはちゃんと言ってきていただけますし、直轄がみずからされるのも、普通はやられています、どれくらいの全体事業費か。

ただ、災害に関して、例えば北側ルートが本当に最後まで幾らかかるかとかいうのは出ておりません。幾ら発注したかは当然我々も確認できますけれども、スキーム上厳しいところがございませう。例えば、俵山ルートも本当に災害は幾らだったかというのと、要するに災害がどれだけかかっているのかと、復旧に幾らかかるのか。今回特殊な普及をやられて、わざわざ通していただいたというのがありますので、正確に本当に幾らなんだというのは我々も知りたいんですけれども、なかなか国のほうからいただける状況にはございませう。済みませう。

○坂田孝志委員 そがんなつとつとですか。災害復旧は後で、工事が終わって精算払いみたいになるんですか。

○手島土木部長 非常に言い方悪く言うと、そういう形になります。実際、精いっぱい削

減にも努めていただいていると思っておりますし、そういう意味では不当なものはないと思っておりますけれども、スキーム上は、最終的には請求されたものをお払いするという仕組みになっております。

○坂田孝志委員 まあよかですたい。県の負担額は後で出てくるでしょうから。しかし、災害そのものの額はわかるですたいな。そして発注してあるともわかるでしょう、それは。県の負担が幾らになるとか、そういうことじゃなくて。要するに、熊本地震で、これを見ると、こら全部の、去年も1兆4,000億近いあれしているけど、何だ、工事は、市町村は2,000億足らずだったのだから、間違えますからですな。だから、全体のをやっぱりつかむ必要もあるし、そして、それでこれくらいは進んでいる、あそこも済んだ、ここも済んだ、長陽のあれもできたとか、そういう進んでいるところをやっぱりもっともって県民に知らしめるとか理解してもらって、ああ、こんなふうにやっぱり復旧、復興が進みつつあるなという意味でもですね。がっちりした数字でなくてもいいと思いますから、そこはある程度我々自身も知ったほうがいいんじゃないでしょうか、こう思いますかね。まあ、後で数字がある程度わかったら、また、積算というか、見積もって教えてください。お願いしておきます。

○淵上陽一委員長 ほかにありませんか。

なければ、以上で質疑を終了いたします。

次に、その他に入りますが、委員から何かありませんか。

○荒木章博委員 ヒアリですよ、何か質問出たかとは思いますが、やっぱり熊本は、熊本港そして八代港、重要拠点として八代になっているんですけども、一度やっぱりヒアリあたりが出ると、駆除あたりの対応

というのは大変なものだというふうに聞いております。

そういうものの、土木部のほう、港湾だけではなくて、いろんな関係機関との連携が大切だというふうに思うんですけども、そういう取り組みについてちょっと、どういうふうな取り組みか、お尋ねしたいと思います。

○亀崎港湾課長 港湾課でございます。

ヒアリにつきましては、ことし神戸港で、日本で初めて確認されました。

それで、私ども、県管理港湾18港、それと市や町の管理港湾8港において、緊急点検を実施いたしました。その際、確認されませんでした。

また、さらに、中国等からのコンテナの定期航路がございます熊本港、八代港におきましては、毎日点検を実施しますとともに、県独自でヒアリ捕獲用のトラップというものを設置しまして、これまで監視をしておりますが、確認されておられません。

また、国におきましては、そういうコンテナヤードのすき間といいますか、舗装のすき間、これは生息環境となりやすいということから、そこを埋めるような緊急工事も行っております。

今このように、先ほど委員おっしゃいましたように、港湾だけでなくほかもということでございましたが、まずは港湾からの水際対策が一番大事だと思っております。

それと、万が一発見された場合の初動対応が重要になってくるかと思っております、今継続的に環境省の九州地方環境事務所と対策の実施について協議も重ねてきております。引き続き関係機関と連携しながら、しっかり対応していきたいと思っております。

○荒木章博委員 今申されたように、やっぱり環境省との取り組みというのは積極的に対応していただく、これが来ると農業被害を含

めて大変なことに、風評被害でもかなりのことになるものですから、それをお願いしたいと思います。

それともう一点は、6月議会でも私はちょっと申したと思うんですけども、コンテナが地震災害で、ここにも予算のところにもあったようですけれども、コンテナがとまっていたようで、当時の部長さんだったか課長さんだったか、将来においては増加傾向があるというふうに話をされたと思うんですよね。だから、もう地震から1年有余たっているんですから、そのところで増加傾向はありますか、それともそのままですか。

○亀崎港湾課長 コンテナ、これは熊本港の取り扱いということでよろしいでしょうか。

○荒木章博委員 そうです。

○亀崎港湾課長 はい。

熊本港におきましては、今速報で1月から8月まで取扱量が出てきておりまして、この8カ月間の取扱量は約6,500TEUということで、これは、平成28年が過去最高でございましたが、それを上回るペースだということで報告を受けております。

さらに、昨年と同じ時期と比較しますと、120%の取扱量となっているところでございます。

○荒木章博委員 ふえたということですね。

きょうの熊日の朝刊の1面に載っていたようですけれども、その要因というのは、いろんな熊本の企業等の取り組みの中で入っているんですかね。

○亀崎港湾課長 まず、熊本港を使う荷主企業の生産活動が回復してきたということが1つあるかと思います。それと、委員今おっしゃいました大手二輪製造メーカーが熊本港か

ら二輪用の部品を7月から輸入をし始めたということで、そういったこともふえている要因ではないかと考えております。

○荒木章博委員 120%も伸びたということ、やっぱりこれはとてもいい情報だというふうに思います。引き続き、やっぱり企業立地とかそういうところと組んで努力をしていただきたいと、かようにまたお願いをしておきたいと思います。

以上です。

○淵上陽一委員長 ほかにありませんか。

○森浩二委員 きのう荒尾で、悲惨な、頭が潰れるという事故があったんですが、こうやって仕事量がふえるときに、やっぱり人員が足りなくて、未経験の人が普通作業員とかなんか来る。それと、今ベトナムの人たちも結構入っていると思いますけれども、その辺の安全対策ですね。それと、事故件数あたりは、昨年というか、ふえているのか、どういう状況なのか、わかれば教えていただきたいと思います。

○吉良土木技術管理課長 今年度に入りました事故件数について、まず御報告させていただきますと、4月以降8月までで、土木部と農林水産部合わせまして29件の建設事故及び工事区域における交通事故等が発生しております。

件数につきましては、昨年度に比べて16件多いという状況でございますけれども、発注件数、工事量もかなりふえているというところで、発注工事量を分母にして発生件数で割りますと、全体で0.9%というふうな状況で、これにつきましても発生率で見ますと、昨年度の同時期に比べますと、やっぱり微増という状況にはございます。

こういった中で、県の安全管理の取り組み

ということでございますけれども、5月に天草のほうでやはり死亡事故がございました。それを受けまして、やはり注意喚起が必要であろうということで、出先機関、それと建設業協会のほうに安全管理の徹底をお願いしたところでございますし、あわせて、例年やっておりますけれども、6月から8月にかけて、各地域振興局、広域本部を中心にしてやっておりますけれども、事故防止講習会というものもやっております。

あわせて、今年度から、事故が起きた振興局だけは、事故の状況はわかりますけれども、そのほかの地域でわからない部分がありますので、発生した事故の概要をちょっと取りまとめてわかりやすくして、みんなで情報共有しようというふうな取り組みで、そういった書面をつくって各発注機関のほうにもお知らせしたというところでございます。

先週でしたか、熊日の新聞にもやはり労災事故等がふえているというお話もありましたので、そういった面も含めまして、また改めて安全管理の徹底をお願いするような啓発活動をしていただきたいということで、文書も発送したいなというふうに今考えているところでございます。

以上でございます。

○森浩二委員 変なことを言うようですが、仕事量がふえて、仕事をしてくれ、してくれというような話で、もし事故が起きたときの罰則は全然前と変わらないわけですか。

○吉良土木技術管理課長 事故の内容を見させていただいて、事故の安全管理に疑問がある場合には、事故調査委員会というものを出先等で立ち上げていただきまして、その調査をしていただきます。その調査結果を受けまして、本庁のほうで、技術管理課と、農林水産部技術管理課、土木技術管理課等で主体になって、事故調査委員会というものを開いて

おります。そういった中で、やはり安全管理が不適切な面があった場合には、やはり何らかのペナルティーというものも考えざるを得ないかなというところでございます。

○森浩二委員 これから仕事量がふえますので、その辺を徹底して、事故がないようにやっぱりお願いしたいと思います。

○吉良土木技術管理課長 当然ながら、建設事故を防止したいということは、我々も、発注者側も思っているところでございますので、そういった中で業界とも連携して一生懸命、そういう安全管理の徹底について努力していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○淵上陽一委員長 ほかにありませんか。

○内野幸喜副委員長 阿蘇大橋の建設工事の過程において、柱状節理の件が幾つものメディア等で報道されています。で、自然環境の保全という観点と、一日でも早い復旧、復興を急がなければならないという観点からと思いますが、これについてどういうふうに今考えていらっしゃるのかというのを、ちょっとお聞かせいただければと思います。

○上野道路整備課長 道路整備課でございます。

今回報道にございました阿蘇大橋へのルートが、柱状節理が残る斜面を通過することや、柱状節理が掘削の対象になるということは国から説明を受けておまして、また、国のほうでは、工事の実施に必要な手続を遵守していただいているというふうに認識しております。

今回、国が県に説明してなかったという報道が一部ございましたが、これは、県内部での情報の共有がうまくなされてなかったもの

であるというふうに考えております。

阿蘇大橋のルートや構造につきましては、将来の地震に対する安全性や早期復旧などの観点から審議を踏まえ決定されてきたものでありまして、県としましては、最適なルートであると認識しております。

また、工事現場付近に露頭しております柱状節理につきましては、着工前の段階におきまして熊本地震により大きく損壊しており、今回の工事では、必要最小限の範囲で施工されているものというふうに考えております。

阿蘇地域の早期の復旧、復興のためには、阿蘇大橋の早期完成は不可欠でございます。県といたしましては、現在の計画のまま早期に復旧工事を進めていただくことを国に強く求めてまいりたいというふうに考えております。

また、県といたしましては、国及び関係自治体とさらに連携していくとともに、県内部や阿蘇のジオパーク推進協議会としっかりと情報共有に努めながら、一日も早い完成に向けて取り組んでまいりたいと思います。

以上でございます。

○内野幸喜副委員長 今、上野課長からの説明で大体内容については理解できたものです。

これについて、部長はどういうふうに、この件については……。

○手島土木部長 今道路整備課長が言ったのは、私の認識とも一緒なんですよね。やはり今回の復旧というのは、委員がおっしゃったように自然環境とか景観とかそういうものも当然考えながら、その一方で、やっぱりやるべきものはしっかりやらせよう、だから最小限の範囲で掘削された。新聞によると、いかにも全部というふうに見えますけど、しているのは、その部分の必要最小限をやられているということ。やっぱり住民の皆さま

んたちが早くしてくれという気持ちと、やっぱりその中でできるだけ、言い方は悪いですが、余り大きな額がかからずにできるとか、いろんなことを考えられてやっている。このルートで一日も早く、一日も早くつくっていただくように、我々としてもお願いもせないかぬし、しっかり協力もしていないかぬと思っておるところです。

○内野幸喜副委員長 国には阿蘇大橋を権限代行で、重要な路線の災害復旧事業を進めてもらっていますので、これからも一日も早く完成するように、国とも連携して取り組んでいただきたいと思います。これは要望です。

○淵上陽一委員長 ほかに何かありませんか。

○荒木章博委員 委員長、最後に。

さっきコンテナがふえているというのは、どこの国からの部品というのがふえているんですか。

○亀崎港湾課長 企業立地課の資料によれば、ベトナム、中国ということで……

○荒木章博委員 それはやっぱり二輪の、きょう新聞に載っておった部品ですか。

○亀崎港湾課長 はい、二輪の部品をこちらのほうから輸入しているというふうに聞いております。

○荒木章博委員 それと、道路のぼこぼこで、いろいろ車も被害が起きたり、そういう予算化をされているようですけれども、今の状況としてはどのくらい復旧されていますか。

○長井道路保全課長 管理瑕疵があった箇所

につきましては、まず応急の合材等で復旧をして、ある程度ひどいところは部分的に、もう少し広く復旧はしております。

ただ、それでは全体傷んでいるところに手が届きませんので、今回補正をさせていただいた部分で本格的な復旧に取り組んでまいりたいと思っております。

○荒木章博委員 では、この予算でということ、早急にやられるということですね。

○長井道路保全課長 はい。

○荒木章博委員 はい、了解しました。

それと最後に、いつも本会議でも時間がなくて、部長にはお答えをいただけなかったんですけども、急傾斜とか大規模盛土、大型造成ですね、県の分担とか、そういう、今不調、不落でいつも言われておりますけれども、おきているということで、非常に台風の時期はある程度、またいつ何どき来るかわかりませんが、そういった意味で目標値を、完成の目標値を部長にちょっと。なかなか難しい部分もあるかもしれぬけれども、まあ市は政令市ですから市のほうで担当してやっているんですけども、県は急傾斜でやっておられるし、また、鈴木局長も国交省から来られて、大変な国とのパイプで努力をさせていただいておりますのには、この場をかりて感謝申し上げたいと思っておりますので。そういうところをちょっと部長に、見込みをですね。

○手島土木部長 知事からもいつもお話がありますように、全体としてはやっぱり可能な限り早くということで、知事の任期中には終わると。私たちは基本的に3年で大体終わりたいと思っております。

ただ、先ほど荒木委員からもお話がありました不調、不落の問題等もあって、今いつ終

わるというのは、なかなか言えない状況です。委員のお膝元の城南のほうの箇所については、一応、入札等がうまくいって現地がちゃんとうまくいけば30年の3月ということと考えておりますけれども、これも状況次第ということで、非常に言い方は悪いですがけれども、口が重いんですけども、頑張っていきたいと思っております。

○荒木章博委員 非常に不調、不落の問題とか現場監督が足りないとか、いろんな思いがあると思いますし、その中で、単価を上げたり1者に、今まで1者でとることはなかったということで、そういうところも努力をされておりますのでね、そういったところもできる限り、一つの決まりの中のできる限り、発注を受けていただけるような形で、やっぱりこの災害のときだけは取り組んでいただきたいと思っております。

なかなか一般住民の人というのは、そういう決まりとかいうのは——もういつやるのかということしか頭にはないので、その点はやっぱり部長も頭が痛いところがあると思いますけれども、県、市町村と連携をとりながら、引き続き御努力を各課と一緒にお願いしたいと思います。よろしく願います。

終わります。

○瀧上陽一委員長 ほかに何かありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○瀧上陽一委員長 なければ、以上で本日の議題は終了いたしました。

最後に、要望が4件提出されておりますので、参考としてお手元に写しを配付しております。

これをもちまして、第5回建設常任委員会を閉会いたします。

午前11時35分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定により
ここに署名する
建設常任委員会委員長